公益社団法人埼玉県社会福祉士会定款

第1章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市中央区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、社会福祉に関する知識および技術の県民への普及、啓発事業及び社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を行い、社会福祉の支援を必要とする埼玉県民の生活と権利を擁護し、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって埼玉県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）社会福祉の援助を必要とする埼玉県民の生活支援と権利の擁護

（２）埼玉県民への社会福祉に関する知識および技術の普及・啓発

（３）社会福祉士の職務に関する知識および技術の向上

（４）社会福祉および社会福祉士に関する調査研究

（５）社会福祉士等、資格取得の支援

（６）社会福祉団体その他の関係団体との連携

（７）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項第１号から第７号までの事業は、埼玉県において行なうものとする。

第3章　会　員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

（１）正会員　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第２８条の規定により社会福祉士として登録した者であって、埼玉県内に住所又は勤務先を有し、この法人の事業に賛同して入会した個人

（２）準会員　次の各号に掲げる者であって、埼玉県内に住所又は勤務先を有し、この法人の事業に賛同して入会した個人

ア　法第７条の規定により社会福祉士試験の受験資格を有する者

イ　法第７条に規定する大学、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施

設等で修学している者
（３）賛助会員　この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
（４）特別会員　この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された個人又は団体
２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第６条　この法人の正会員、準会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員、準会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
２　特別会員は、経費の負担を要しない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
２　前項の規定にかかわらず、公益社団法人埼玉県社会福祉士会会員への苦情に対応する手続きに関する規則第５条による被申立人として通知を受けた会員に対しては、会長は退会届を留保し同規則に基づく処分を行うことができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第７条第１項の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章　総　会

（構成）
第１１条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）
第１２条　総会は、次の事項について決議する。
（１）会員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１３条　総会は、定時総会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１５条　総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）
第１７条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役　員

（役員の設置）

第１９条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　１０名以上１５名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を会長とする。

３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　会長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２４条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２５条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（相談役）
第２６条　この法人に、任意の機関として、１名以上３名以下の相談役を置くことができる。
２　相談役は、次の職務を行う。
（１）会長の相談に応じること
（２）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
３　相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
４　相談役の報酬は、無償とする。

第6章　理事会

（構成）
第２７条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第２８条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長の選定及び解職

（招集）
第２９条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）
第３２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３３条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事の名簿
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的財産取得財産残額の算定）
第３５条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を

算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３６条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第３７条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３８条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は青木孝志とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第３２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４　この定款は、２０１８年６月２３日から施行する。
５　この定款は、２０２２年６月２５日から施行する。